

創業支援事業計画に定める「特定創業支援事業」を受け、
豊田市が証明書を交付した創業希望者は、創業時に優遇を
受けることができます！

特定創業支援事業って？

- ・1か月以上かつ4回以上の継続的な支援により、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業のことです。
- ・この事業を受けると、豊田市から証明書が交付されます。

特定創業支援事業を受ける方法

以下の①②いずれかの方法を選択してください。

①創業に関する基礎知識を習得する「創業塾」に参加する。

【創業塾開催場所】豊田商工会議所

②相談窓口で、専門家等から1か月以上かつ4回以上の指導を受け、開業時に必要な知識である「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を一通り身につける。

【相談窓口】豊田商工会議所、豊田信用金庫、日本政策金融公庫

どんな優遇を受けられるの？

豊田市から証明書を交付された創業希望者は、以下の優遇を受けることができます。

◆株式会社設立にかかる登録免許税の減免

- ・創業時の登記に係る登録免許税が半分にになります。
- ・資本金の0.7% → 0.35%、最低税額15万円 → 7.5万円

◆創業者向け信用保証の拡充

- ・創業関連保証の枠が1,000万円 → 1,500万円に拡大
- ・創業関連保証が創業6ヶ月前から利用可能です。

◆創業者向け融資制度（日本公庫）の要件緩和

- ・新創業融資制度（無担保無保証人の創業者向け融資制度）の自己資金要件が緩和されます。

まずは、お気軽にご相談ください!!
問合せは、表面の創業支援連携機関まで♪



あなたの起業・創業を サポートします！

新しいお店を開きたいけど、
何から始めればいいのか？

資金繰りを改善したい…
どうしたらいいの？

起業したいけど、
何となく不安で…

全般的に相談したい…
誰に聞けばいいのか？



創業支援連携機関

豊田商工会議所	0565-32-4593	日本政策金融公庫	0564-24-1715
豊田信用金庫	0565-36-1227	豊田市役所	0565-34-6642
旭商工会	0565-68-2620	足助商工会	0565-62-0480
稲武商工会	0565-82-2640	小原商工会	0565-65-2540
下山商工会	0565-90-2602	藤岡商工会	0565-76-2612